

平成22年第2回
西多摩衛生組合議会定例会会議録

平成22年11月29日

西多摩衛生組合議会

平成22年第2回西多摩衛生組合議会定例会

1 日 時 平成22年11月29日(月)午後1時30分

2 場 所 西多摩衛生組合会議室

3 出席者 正副管理者

管 理 者 並木 心 副管理者 竹内 俊夫

副管理者 加藤 育男 副管理者 石塚 幸右衛門

会計管理者 小林 美由

監査委員 沖倉 強

出席議員

1番 青山 晋	2番 谷 四男美	3番 小山 典男
4番 浜中 啓一	5番 野島 資雄	6番 木下 克利
7番 瀧島 愛夫	8番 西川美佐保	9番 鈴木 拓也
10番 串田 金八	11番 武藤 政義	12番 堀 雄一郎

欠席議員

な し

西多摩衛生組合

事 務 局 長 並木 勲 参 事 島田 善道

業 務 課 長 松澤 昭治 施 設 課 長 石川 良仁

総 務 課 長 岩田 守由

構成市町職員

青梅市ごみ対策課長 西田 和彦(代理) 羽村市産業環境部長 竹田 佳弘

福生市生活環境部長 野島 保代 瑞穂町住民生活部長 鳥海 勝男

平成 2 2 年第 2 回西多摩衛生組合議会定例会日程

平成 22 年 11 月 29 日 (月)

午後 1 時 30 分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 認定第 1 号

平成 21 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定について

日程第 4 議案第 7 号

西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

日程第 5 議案第 8 号

平成 22 年度西多摩衛生組合補正予算 (第 1 号)

日程第 6 議案第 9 号

平成 22 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更について

午後 1 時 30 分 開会

議長（串田金八） 本日は平成 22 年第 2 回西多摩衛生組合議会定例会の通知を申し上げましたところ、公私ともお忙しい中、全員の方のご出席を賜りましてまことにありがとうございます。

議員現在数 12 名、出席議員 12 名、よって、定数に達しておりますので、本日の議会は成立いたしました。

ただいまより平成 22 年第 2 回西多摩衛生組合議会定例会を開催いたします。

この際、管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。並木心管理者。

管理者（並木 心） 皆さまこんにち。議長のお許しをいただきましてごあいさつを申し上げます。

本日は平成 22 年第 2 回西多摩衛生組合議会定例会を招集申し上げましたところ、大変お忙しい中にもかかわらず全議員の皆様にご出席を賜り、開催できますことを厚くお礼申し上げます。

また、日ごろより当組合の運営につきまして深いご理解とご協力を賜っておりますことを重ねてお礼申し上げます。

さて、現在の組合の事務事業の状況でございますが、構成市町からのごみ搬入量につきましては、平成 22 年 10 月末現在で約 3 万 8,500 トンが搬入されております。これは前年度の同時期と比較いたしまして約 1,100 トン、2.8%の減量となっており、平成 22 年度末では 6 万 3,900 トンが搬入されるのではないかと予測をしているところでございます。

次に、稲城市、狛江市、府中市、国立市の可燃ごみ共同処理をしております多摩川衛生組合において、本年 6 月 15 日に発生した塩酸漏出事故に伴い、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づき 7 月 1 日から実施いたしました可燃ごみの受け入れにつきましては、当該施設の復旧が早期に完了し、7 月 30 日の搬入をもって受け入れを終了しました結果、広域支援の総量は 2,236.44 トンとなりました。

次に、フレッシュランド西多摩におきましては、既にご存じのことと存じますが、関係各位のご協力により平成 22 年 4 月 1 日をもって正式に集会施設「ふれあい館」として供用を開始させていただくことができました。

フレッシュランド西多摩は浴場施設、多目的施設、そして集会施設を兼ね備えた複合的レジャー施設であり、当組合といたしましては地域交流の拠点として、また地域住民の憩いの場として今後とも多くの皆さまにご利用いただけるよう、イベントの開催等によるサービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

さて、本日ご提案申し上げます案件につきましては、平成 21 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定についてのほか 3 件でございます。いずれも重要な案件でございますので、よろしくご審議の上、ご認定、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

簡単ではありますが、開会にあたりましてのあいさつとさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（串田金八） 以上で管理者の発言は終わりました。

これより議事日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付いたしましたとおりでございます。よろしくお願申し上げます。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、議会会議規則第 53 条の規定により、議長において指名いたします。

7 番 瀧島 愛夫 議員

8 番 西川 美佐保 議員

以上、2名を指名いたします。

この際、諸報告事項がございますので、事務局長より報告いたします。並木事務局長。
事務局長（並木 勲） それでは、諸報告をさせていただきます。

初めに、本定例会の招集通知につきましては、平成22年11月22日付けで西衛発第600号をもちまして管理者より議長あてに、平成22年第2回西多摩衛生組合議会定例会を招集した旨通知があり、これを受理してございます。

次に、本定例会の日程でございますが、既にお手元にご配付しておりますとおりの議事日程の順序により進めさせていただくこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、会期でございますが、提出案件の件数、またその内容等を考慮いたしまして、本日1日限りとしてお諮りすることといたしておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、議事運営でございますが、一括議題につきましては日程第5、議案第8号、平成22年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）と日程第6、議案第9号、平成22年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての2件につきましては関連がございますので、一括としてご審議を願うことといたしております。

最後に、本定例会における議事説明員といたしまして正副管理者、会計管理者及び事務局長以下事務局職員が出席しておりますことをご報告申し上げます。

以上です。

議長（串田金八） 以上で報告は終わりました。

なお、本日の議事運営につきましては、ただいま報告いたしましたとおりに進めますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

今次定例会の会期については、11月29日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（串田金八） ご異議なしと認めます。よって、会期については本日1日限りとすることに決定いたしました。

これより議案審議に入ります。議会会議規則により質疑は同一議員につき同一議案について3回までとなっておりますので、よろしくお願い致します。

それでは、日程第3、認定第1号、平成21年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

管理者（並木 心） それでは、ただいま議題となりました認定第1号、平成21年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定についての件につきましてご説明申し上げます。

平成21年度のごみ搬入量につきましては、実績を申し上げますと、構成市町からのごみ搬入量は6万5,418トン、前年度比較で3.3%の減となっております。

なお、前々年度の平成20年度におきましては、広域支援を受託していたことから、その受託量を含めて比較をいたしますと、前年度比較で9.1%の減となっております。

決算の内容でございますが、歳入につきましては、収入済額は40億6,305万261円であり、このうち93.0%が構成市町からの分賦金収入によるものであり、20年度に実施しました広域支援に伴う前年度繰越

金は5.4%となっております。次に歳出の支出済額であります、39億5,036万9,083円でございます、予算に対する執行率は97.2%となっております。歳入から歳出を差し引いた後の残額1億1,268万1,178円は翌年度への繰越しとなっております。

以上が決算の概要であります、平成21年度に計画いたしました事務事業につきましては、おおむね所期の目的を達成したものと考えているところであります。

なお、決算の詳細につきましては事務局よりご説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご認定をいただきますようお願いいたします。

以上です。

議長（串田金八） 岩田総務課長。

総務課長（岩田守由） それでは、認定第1号、平成21年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定について、詳細につきましてご説明申し上げます。

お手元にご配付をいたしました決算書をご覧いただきたいと存じます。

決算書の2ページ、3ページが歳入歳出決算の総括表で、4ページから7ページにわたりましては歳入歳出決算の内容となっております。

決算内容の詳細につきましては、9ページ以降の附属資料の事項別明細書でご説明をいたします。

それでは、10ページ、11ページをお開き願います。

歳入でございますが、第1款分賦金は収入済額37億7,885万2,000円で、歳入総額の93.01%を占めております。

また、構成市町別の金額につきましては備考欄のとおりで、割合ですと、青梅市48.18%、福生市20.38%、羽村市18.96%、瑞穂町12.48%となっております。

次に、第2款使用料及び手数料につきましては、収入済額5,737万5,598円で、歳入総額の1.41%となっております。

主なものとしたしましては、浴場施設使用料の5,017万5,520円、余熱利用施設の食堂等の行政財産使用料478万6,464円でございます。

12ページ、13ページをお開き願います。

第3款繰越金につきましては、収入済額2億2,096万7,578円、これは平成20年度からの繰越金で、歳入総額の5.44%となっております。

次に、第4款諸収入につきましては、収入済額585万5,085円で、歳入総額の0.14%となっております。

内訳といたしましては、第1項預金利子、これは歳計現金の運用による預金利子収入でございます、収入済額102万588円、第2項1目の弁償金はフレッシュランド西多摩のロッカーキー紛失時の収入でございます、収入済額4,000円、第2項2目雑入は、収入済額483万497円で、主なものはフレッシュランド西多摩における食堂施設の光熱水費や自動販売機の電気料を含む余熱利用施設光熱水費321万2,053円でございます。

以上、歳入につきましては、予算現額40億6,500万円に対し調定額、収入済額ともに40億6,305万261円でございます。不納欠損額、収入未済額はございません。

恐れ入りますが、14ページ、15ページをお開き願います。

歳出でございますが、第1款議会費につきましては、支出済額146万2,230円、予算現額に対しまして執行率84.38%、不用額は27万770円でございます。

主なものとしたしましては、1節報酬の106万8,327円でございます。

次に、第2款事務所費でございますが、支出済額2億346万4,482円、予算現額に対しまして執行率

97.08%、不用額は 612 万 1,518 円でございます。

1 目一般管理費は、支出済額 1 億 9,087 万 8,261 円で、主なものといたしましては、2 節から 16 ページ、17 ページでございます 4 節までの特別職 5 名及び一般職職員 12 名の人件費と、19 節負担金、補助及び交付金でございます。

恐れ入りますが、18 ページ、19 ページをお開き願います。

19 節負担金、補助及び交付金の支出済額 4,967 万 2,605 円の主なものといたしましては、20 ページ、21 ページに記載しております地元負担金 4,800 万円と、地域環境対策協議会助成金 100 万円で、地元負担金については、組合周辺の環境対策費として羽村市、瑞穂町へ支出してありまして、地域環境対策協議会助成金は、組合周辺住民で構成いたします羽村市と瑞穂町の環境対策協議会へ支出してあります。

続きまして、第 2 目庁舎管理費は支出済額 1,258 万 6,221 円で、13 節委託料が主なものでございます。

委託料の支出済額 1,024 万 7,370 円の主なものといたしましては、法令で定められております点検業務で、消防設備点検委託料の 320 万 2,500 円、環境センターの床及び窓の清掃を委託した庁舎清掃委託料 147 万円が主なものでございます。

恐れ入ります。22 ページ、23 ページをお開き願います。

第 3 款じん芥処理費でございますが、支出済額 13 億 1,466 万 2,848 円、予算現額に対しまして執行率 93.24%、不用額は 9,537 万 7,152 円でございます。

主なものといたしましては、職員 16 名及び嘱託員 7 名分の人件費、11 節需用費、13 節委託料と 15 節工事請負費でございます。

11 節需用費は、支出済額 2 億 280 万 5,811 円で、主なものは公害防止用に用います活性炭、消石灰などの薬品類を購入した消耗品費 7,810 万 8,391 円と、24 ページ、25 ページでございます施設稼動に要する光熱水費 1 億 715 万 6,441 円でございます。

13 節委託料は、支出済額 2 億 4,301 万 1,154 円で、主なものは施設運転管理の一部を民間委託いたしましたごみ焼却業務委託料 1 億 2,460 万 3,500 円、法令等により施設の運転維持管理の確認を行うため運転状況等を分析した環境調査委託料 1,599 万 1,500 円、またエコセメントの原材料となる飛灰を二ツ塚の東京たまエコセメント化施設へ運搬をいたします飛灰搬出運搬業務委託料 1,553 万 7,414 円でございます。

恐れ入ります。26 ページ、27 ページをお開き願います。

15 節工事請負費は、支出済額 7 億 1,441 万 4,750 円で、毎年実施をしてあります施設維持整備工事 5 億 5,764 万 2,400 円が主な内容でございます。

じん芥処理費の不用額でございますが、工事請負契約に伴う契約差金と、省エネルギー対策による光熱水費の減、また消耗品費において公害防止用に用います薬品の一部を変更したことによる薬品購入量の減が主なものでございます。

次に、第 4 款余熱利用施設事業費でございますが、支出済額 2 億 2,952 万 6,306 円、予算現額に対しまして執行率 95.29%、不用額は 1,134 万 2,694 円でございます。

主なものといたしましては、11 節需用費、13 節委託料、15 節工事請負費でございます。

28 ページ、29 ページをお開き願います。

11 節需用費は、支出済額 4,733 万 7,271 円で、主なものは浴場施設運営に要する上下水道料等の光熱水費で 3,323 万 9,403 円でございます。

13 節委託料は、支出済額 7,988 万 3,364 円で、主なものはフレッシュランド西多摩全体の運営に係ります余熱利用施設運営業務委託料 6,027 万 6,300 円でございます。

恐れ入ります。30 ページ、31 ページをお開き願います。

15 節工事請負費は、支出済額 8,423 万 4,000 円で、主なものは平成 21 年度に実施をいたしました（仮称）還元施設増設工事の本体工事 7,459 万 5,000 円でございます。

余熱利用施設事業費の不用額の主なものは、節水効果による上下水道使用量の減及び工事請負費、委託料等の契約差金でございます。

32 ページ、33 ページをお開き願います。

第 5 款公債費でございますが、支出済額 22 億 125 万 3,217 円、予算現額に対しまして執行率 99.99%、不用額は 4,783 円でございます。

1 目元金は、支出済額 20 億 5,693 万 5,064 円で、主なものといたしましては平成 6 年度から平成 9 年度にかけて借り入れたごみ処理施設整備事業費 19 億 7,473 万 5,780 円でございます。

2 目利子は、支出済額 1 億 4,431 万 8,153 円で、主なものといたしましては元金と同様で、ごみ処理施設整備事業費 1 億 2,928 万 2,364 円でございます。

以上、歳出につきましては、予算現額 40 億 6,500 万円に対しまして支出済額 39 億 5,036 万 9,083 円、不用額 1 億 1,463 万 917 円、執行率 97.18%でございます。

35 ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額 40 億 6,305 万円、歳出総額 39 億 5,036 万 9,000 円、歳入歳出差引額 1 億 1,268 万 1,000 円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は 1 億 1,268 万 1,000 円でございます。

36、37 ページをお開き願います。

財産に関する調書でございますが、平成 21 年度につきましては、（仮称）還元施設増設事業として「フレッシュランド西多摩集会施設ふれあい館」を竣工したことにより、余熱利用施設の木造建物の欄に集会施設の延床面積 345.16 平方メートルを記載させていただいております。したがって、余熱利用施設の建物延床面積は 2,776.02 平方メートルとなりまして、組合全体では 1 万 8,876.35 平方メートルになります。土地につきましては決算年度中の増減はございません。

続きまして、38 ページをお開き願います。

物品の調書でございますが、じん芥処理施設の計量器ソフト機器を財産処分したことから、その分の減となっております。

以上で平成 21 年度歳入歳出決算の細部の説明とさせていただきます。

説明は以上でございます。

議 長（串田金八） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

次に、代表監査委員から監査結果の報告を求めます。沖倉強監査委員。

監査委員（沖倉 強） それでは、ご指名をいただきましたので、平成 21 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算審査報告をいたします。

平成 21 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算に関する審査につきましては、去る平成 22 年 9 月 27 日午後 1 時 30 分から、組合会議室におきまして青山監査委員とともに管理者、会計管理者等関係職員の出席を求め、決算審査を実施いたしました。

審査の結果、別紙審査意見書を送付いたしておりますことをあらかじめご報告申し上げます。

決算の審査にあたりましては、管理者から提出されました決算書類等が地方自治法等の関係法令に準拠して作成されているか、また計数等に誤りはないか等を確認するとともに、予算の執行が関係法令に基づいて適正かつ効率的に運営されているか等につきましてそれぞれ関係諸帳簿、証書類との照合を主眼として実施いたしました。

その結果、審査に付されました決算は地方自治法その他法令等に準拠して作成されており、決算の数値につきましても関係諸帳簿との照合の結果誤りはなく、証書類の保管も適正であることを確認いたしました。

そのようなことを踏まえまして、審査意見でございますが、平成 21 年度の組合事務事業につきましては、ごみ処理状況、余熱利用施設の利用状況等を確認した結果、所期の目的が達成されていることを確認いたしました。

また、ごみ処理業務につきましては、東京都環境確保条例等関係法令に基づき複数年で実施いたしました省エネルギー対策工事及び公害防止用薬品の変更等の効果によりまして大幅な経費削減が行われ、組合の努力及び成果を確認することができました。

一方、余熱利用施設におきましては、昨年度と比較し利用者数が若干減少しておりますが、新たに集会施設「ふれあい館」が開設しましたことによりまして、地域密着型の施設としてさらなる来館者の利用促進を図っていただくことを望むものであります。

最後になりますが、今後の組合運営につきましてもさらなる経費の節減、事業内容の見直し等により効率的な財政運営に努めるとともに、施設の安全かつ安定的な運転と、環境に配慮した適正な維持管理のもとで公明、公正な事務事業が執行され、地域住民の負託に応えることを希望して決算審査意見書といたします。

以上、平成 21 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算審査についての報告とさせていただきます。

以上でございます。

議長（串田金八） 以上で監査結果の報告は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。2 番、谷議員。

2 番（谷 四男美） それでは 3 点。1 点目に、ごみの焼却の関係で 21 年度、22 年度もちょっと推移しておりますけれども、搬入量、焼却の量が少しずつ減っていますよね。それによる経費が減少しておりますけれども、これの、人口はそんなに変わって、見ますと人口はそんなに大きな変化はないのですよね。ですから恐らく各自治体におきまして、四つありますけれども、それぞれ増減はありますけれども、これは主に運営としては、どういう指導をしたかどうかわかりませんが、いわゆる分別の徹底なのか、あるいはごみの減量化を各自治体が意識的に住民に求めて、そしてそれらもろもろの相乗効果があつてごみの減量化が図られているのかと、住民の意識が上がったのかなと、その辺をどうとらえているのかと、それが第 1 点目でございます。

それから第 2 点目に、決算書の 21 ページの 19 の負担金補助及び交付金の関係でございますけれども、地域環境対策協議会助成金 100 万円、21 ページの一番上でございますけれども、これは毎年 100 万円が計上されて、100 万円が支出されているようでありますけれども、この助成金は羽村市と瑞穂町と二つの協議会に支払われているものと思いますけれども、これは細かい基準とか、あるいはそういったものは別にそんなにないわけですか。あるかないのか。あるいは一定の基準、支給率というのがあるのかどうか、そこら辺がどういうあれで出されているのかなとちょっと聞いてみたかったので、そしてその用途ですね。大体毎年各両方の自治体も協議会の 50 万円相当がきっちりと使い切れているのかどうかについて伺います。

それから、3 点目が 29 ページ、余熱利用の方でございますけれども、需用費の中の消耗品と光熱水費のことでちょっと伺いますけれども、多分これは先ほど担当の方から説明がありましたけれども、消耗品費等では集塵機の濾布の関係、この消耗品では、これが交換して、その効果が上がって薬品費等の減少につながったと、多分これがそうだと思いますけれども、それについてもう一言内容をお願いしたいということ、光熱水費がかなり大きな金額を使っておりますけれども、これもかなり光熱水費の減をなされて

いると、これのもう一度内容を、主にどういった光熱水費の改良によって大きな成果が上がったのか、これをもう一度ちょっと簡単に説明してもらいたいと思います。

議長（串田金八） 島田参事。

参事（島田善道） それでは、私の方からは1点目と2点目についてお答えをいたします。

まず、御指摘のようにごみ減量になっています。これの組合としての認識はということでしたが、ごみの減量は構成市町の所掌事務でございます。西多摩衛生組合構成市町では、ごみ有料化、戸別収集から始まりまして、それから容器包装の選択と、ここ数年間は事業系のごみの減量というようなことで、積極的にごみ減量の施策を展開をしていただいているところでございます。こういった効果が徐々に組合に搬入されるごみ量が減ってきていると、こういうふうに理解をしているところでございます。

それから、2点目の協議会の100万円の件でございますが、これは要綱がございまして、毎年協議会、定例総会を開催をいたしております。その開催時の予算書に基づきまして、組合の方で要綱に基づいて年間50万円の事務費の助成という形で請求をしてもらいます。それに基づいて支払いまして、あとは決算書に基づいてその辺の確認をしていると、こういった状況でございます。

私からは以上でございます。

議長（串田金八） 石川施設課長。

施設課長（石川良仁） それでは、私から3点目の余熱利用施設の需用費のうちの光熱水費の減の要因についてお答えをさせていただきたいと思います。

光熱水費の減につきましては、塵芥処理費のバグフィルターとは関係がございまして、余熱利用施設にございますシャワーすべてに節水コマという節水効果のある部品を取り付けました。この交換費用が46万円ほどだったのですが、このコマを取り付けたことによりまして約370万円ほどの節水効果を得ております。

残りが180万円ほど電気料で不用額が出ておりまして、これにつきましては平成21年度東京電力の契約電力の中に燃料調整費という経費を見込んで当初予算を計上させていただいたのですが、年度途中におきまして燃料調整費がなくなったことから、180万円ほどの不用額が出ております。

以上です。

議長（串田金八） 2番、谷議員。

2番（谷 四男美） そうしますと第1点目は、ごみの搬入量の減少の関係につきましては、事業所なんかかなり入っていると、瑞穂町なんかもそうだと思うのですが、事業所の総数が減っているということではなくて、やはりそういった各自治体での取り組みが功を奏していると、こういうふうにとらえてよろしいですね。それで終わります。

2点目の補助金の関係ですけれども、これは各協議会から請求をしてもらうという話がありましたけれども、今年度はこういう活動をするのでこのぐらいの金額が必要だというようなことで金額が決まっているのかと、補助率というのは支給金額、別に支給率、あるいは補助率等が決まっているのではなくて、やはり協議会の出してきた資料に基づいてこれが予算が組まれて、そして結果としてこれぐらいのお金が支出されたら、そういうことでよろしいのかどうかもう一度確認します。

それから、3点目の光熱、節水コマだけでこんなに水道料金が節約できるということは大変な驚きだと思うのです。電気なんかLEDに変えたりとか、いろいろな努力をされていると思いますので、これも、3点目につきましてもさらに節約できることについてはさらに注意を払ってやっていってほしいと思います。

2点目だけを再答弁をお願いします。

議 長（串田金八） 岩田総務課長。

総務課長（岩田守由） 補助金の支出の関係でございますが、手続きの方を簡単にご説明させていただきます。

支出の手続きにつきましては、各協議会から助成金の交付申請書を受領いたしまして、その内容を精査した上、助成金の交付決定を行い、助成金交付決定通知書により通知をいたします。

交付決定を受けました協議会は、改めて助成金交付請求書を管理者に提出をいたしまして、これに基づきまして会計処理を行う手順となっております。それで最終的には実績報告書を提出をしていただく手続きとなっております。

以上でございます。

議 長（串田金八） 2番、谷議員。

2番（谷 四男美） それでは3回目ですが、その手続きを踏むことはわかりましたけれども、助成金の交付申請書を提出して、最後には実績書を出してやるということですけども、この助成金の交付申請書には、今年度はこういったような内容でこういったことというのではなく、やはり毎年決まっているような、協議会ではやはり決まったような内容の事業というのは、定例的なものがほとんどなものなのか、あるいはその年によって内容が変わってくるものもあるのか、それについて伺います。

議 長（串田金八） 岩田総務課長。

総務課長（岩田守由） 事業計画でございますが、毎年協議会の総会で事業計画が提案されますので、その内容を精査をいたしまして補助金の額を予算の範囲内で決定するようになっております。事業の内容につきましては、毎年同様な形で事業が行われているようでございます。

以上です。

2番（谷 四男美） 終わります。

議 長（串田金八） ほかにございますか。9番、鈴木議員。

9番（鈴木拓也） 何点かについて伺います。決算書の25ページなのですが、じん芥処理費の中の委託なのですが、まず一つ目は、中央監視設備保守点検委託料が20年度の決算額と比べて大きくマイナスになっていますが、その理由をお願いします。

二つ目が少し下にいきまして、設備保全管理技術支援業務委託料、こちらの方は20年度の決算と比べると大きくふえている、その理由ですね。

もう少し下へいきまして、監視用ITV装置保守点検委託料、これも大きくふえているということがありますが、これの内容をお願いします。

まず3点です。

議 長（串田金八） 島田参事。

参 事（島田善道） まず、委託料の中央監視設備保守点検委託なのですが、860万円ほど減額になっていると思うのですが、20年度はハードディスクとか、前年度の全体的なオーバーホールを実施して増額になったのですが、今年度は部品の交換が少なくなったということで、860万円ほど減額になっているということでございます。

それから、設備保全業務委託につきましては、実は精密機能検査というのが3年に1回実施をしなければいけないというようなことがございまして、21年度は精密機能検査を実施したことによって増額になっているということでございます。

それから、監視用ITV、これは監視用ITVの装置の点検委託なのですが、8年以上経過をしております、故障が数件発生をしております、いわゆる映像のピントがずれたり、そういうふうなことが生じて

きたことによりまして全体的な監視用のＩＴＶの装置の点検を実施しました。そして毎年、従来よりも交換をしている部品が多くなったということが１点目と、あとクレーン操作室のモニターをブラウン管式から液晶式に変更したということで経費が増額となっております。

以上でございます。

議長（串田金八） ９番、鈴木議員。

９番（鈴木拓也） わかりました。続いて別項目に関してよろしいですね。

それから、27 ページで工事請負費、上の部分ですですけれども、緊急工事がこれは昨年、20 年度決算と比べてかなり大きくふえているということですが、どんな、主なもので構いませんが、どういった緊急の事故があって工事をやられたのかという点を１点お願いします。

それからもう１点、31 ページなのですけれども、これはフレッシュランドの方の中ほど、イルミネーション設置委託料とありまして、24 万円ですが、これは何日ぐらい設置に時間がかかるのかということなのです。目を楽しませてくれていいのですけれども、省エネ等の問題もありますから、イルミネーション、どのぐらいの効果を上げているという認識なのか、この二つをお願いします。

議長（串田金八） 島田参事。

参事（島田善道） 緊急修繕工事の件についてお答えをします。恐れ入りますが、事務報告書の 57 ページをお開き願いたいと思います。事務報告書の 57 ページ、契約実績の一覧となっております。

緊急修繕の工事の内容につきましては、そこの中段ぐらいになります（７）（８）（９）、この３件が 21 年度で緊急修繕工事を実施をしております。その中でまず（７）の 1 号炉から 3 号炉の緊急修繕工事ですが、これは 2,300 万円ほどかかっております。これは通常、定期補修工事を事前に計画をして契約して実施するのですが、中へ入ってみたら想像していなかった不良箇所が出たとか、緊急的に直さなければいけないという箇所が急に出ることがございます。

そういうふうな背景で、1 号炉においては 4 件、それから 2 号炉については 5 件、3 号炉については 5 件、全体で 1、2、3 号炉合わせまして 14 件のそういった緊急的に発見された箇所があります。全体で 2,300 万円ほどの経費がかかっているということでございます。

それから（８）は、ただいまは各炉でしたが、共通設備についてもそういった緊急的な修理が必要な箇所が発生します。共通設備では 11 件、全体で 470 万円ほどの緊急修繕が入っております。

それから、引き込み用の配管工事でございますが、電話回線を光ケーブルに変更するために N T T によりまして配線引き替え工事がありましたが、構内の地盤の沈下がございまして、地中配管に異常が発生したため、急遽正門のわきから管理棟のピットへの配管工事を実施したと、こういった緊急工事がございます。

21 年度は以上でございます。

議長（串田金八） 石川施設課長。

施設課長（石川良仁） それでは、私から 2 点目の余熱利用施設イルミネーション設置委託におけます設置日数と、それにかかる電気料についての質問だと思っておりますが、それについてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、イルミネーションの設置日数でございますが、11 月下旬から 2 月いっぱい毎年設置させていただいております、かかる電気代でございますが、90 日でおよそ 3 万 6,000 円ほどの電気料を予定しております。

以上でございます。

議長（串田金八） ９番、鈴木議員。

9 番（鈴木拓也） 緊急修繕工事なのですけれども、故障によってランクというか、レベルというか、があるのではないかと思いますのですけれども、どのぐらいのランク、あるいはレベルの故障だったのかということですね。軽微なものであればいいのでしょうか、ということをお願いします。

それから、イルミネーションは期間はわかりました。設置委託ですから、最初に設置するときに24万円もかかるのかなと思ったのです。飾り付けということなので、飾り付けるのにどのぐらいの時間がかかって、それが24万円なのかどうかということですね。あるいは機器のリースということがあるかもしれません、ちょっとその辺もう少し詳しくお願いします。

議長（串田金八） 島田参事。

参事（島田善道） 緊急修繕の適用範囲といいますが、そういうふうなことにつきましては、当然緊急、維持管理工事の契約後に発生をして、故障、不良等につきまして緊急を要するという事なのですが、この緊急工事の種類につきましては、経年劣化によります腐食とか破裂、漏れ等の補修整備、それから電動機、ポンプ、コンベアー等の故障、動かなくなったと、こういった種類がございます。

それから、緊急を要する判断基準ということでは、次年度工事では間に合わない項目、要するにしばらくほっておいて来年やればいかなというような判断もあるのですが、そうしていくと日常の業務に支障が出るということで、すぐやらなければいけないということです。それから焼却炉運転に支障を生じる項目、それからもちろん環境に影響を及ぼす項目、この3点の基準というか、考えに基づきましてすぐ緊急修繕として対応するかしないかを判断しているところでございます。

議長（串田金八） 石川施設課長。

施設課長（石川良仁） 失礼いたしました。イルミネーション設置委託にかかる経費の内訳でございます。ご回答させていただきます。

イルミネーション設置委託につきましては、余熱利用施設駐車場内にありますドイツウヒバという高い樹木がございまして、こちらにイルミネーションを設置、撤去していただく委託料でございまして、高所作業にかかる経費、それとそれに伴う高所作業車両のレンタル料を合わせまして24万2,000円ほどの経費がかかるということでございます。

以上でございます。

議長（串田金八） 9番、鈴木議員。

9番（鈴木拓也） 緊急工事なのですけれども、故障の軽微なものなのか、それとも深刻なものがあったのかなかったのかということをお聞きしたかったので、性格はわかりましたが、故障のレベルですね。レベルとっていいの、重大な事故だったのか軽微なものだったのかという点です。

それから、イルミネーションは1日で済んでしまうのかな。時間はどれぐらいかかるのかな。

議長（串田金八） 石川施設課長。

施設課長（石川良仁） それでは、私からイルミネーションの質問にお答えさせていただきます。

取り付けにかかる日数でございますが、まず取り付けには2日ほどを要します。まず高所作業車で取り付けまして、それから設置調整を行います。点灯を確認して取り付けが終了します。撤去につきましては同じく2日ほど要しまして、全体で4日ほどの日数を要するというところでございます。

以上です。

議長（串田金八） 島田参事。

参事（島田善道） 緊急修繕の具体的な内容なのですが、軽微なものがほとんどなのですが、工事自体は軽微なのですが、それを修理しないと焼却炉が稼働できないというような、小さなモーターとかポンプとか、そういうものも発生をしますと、緊急的に直すということでございます。

なにか大々的なトラブルとか、大きい工事が毎年発生するということではございませんで、あくまでも清掃工場、軽微なものでも回転の部分とか自動の部分がたくさん付いていますので、それが一つ止まっても焼却炉が順調に稼動しないという状況になってしまいますので、それらを緊急的に直していくと、こういう対応をとっているところでございます。

議長（串田金八） ほかにございますか。12番、堀議員。

12番（堀 雄一朗） 2点ほど質問させていただきます。

一つは決算書の15ページ、23ページ、それぞれに職員の給与のところに職員数が書いてあるのですが、一般職が12名、15ページの方は一般管理費の方での一般職は12名、23ページの方ではじん芥処理費の方で一般職16名となっていて、昨年に比べますと、ここだけ比べますと1名増に、両方で増になっているのですが、事務報告書で見ますと1名増に職員数はなっているのですが、これはどのようなことでこれをされたのか、そのまた理由というのですかね。もともと欠員があるところを1名増やして、それでこの21年度は適正な配置ができたということなのか、その辺のいきさつを、あるいは嘱託職員数との兼ね合いもあるかもしれません。ちょっとお聞きしたいと思います。

それと、もう1点は27ページの省エネルギー対策工事4,452万円について、備考欄、これについてお聞きします。事務報告書にもこの工事の内容は57ページに出ておりました。この省エネルギー対策工事二つを、大きな工事が行われているように見えますが、それによって得られる効果、得られた効果というのはどのようなものなのかということをお聞かせ願います。

以上です。

議長（串田金八） 岩田総務課長。

総務課長（岩田守由） 職員の採用の関係でございますが、平成21年度までの採用状況について最初に触れさせていただきますが、平成16年度から20年度までの5カ年計画で、定年退職により11名の欠員が生じることから、平成17年度から21年度までの5カ年計画で計10名の職員採用を行いまして、新陳代謝を図る予定でございました。

その結果、平成21年度までの採用状況につきましては、17年度には2名、18年度には3名、19年度に1名、20年度に3名、21年度に2名の採用をいたしまして、合計で11名の採用を完了しております。採用計画ですと10名でございましたが、1名増の11名を採用しておりますが、こちらは21年度の定年退職者の欠員を見込みまして、その新陳代謝を図る前倒しとしまして職員の採用を実施したことによるものでございます。

以上でございます。

議長（串田金八） 島田参事。

参事（島田善道） 省エネ対策工事についてお答えをします。

まず、1点目の省エネ器具の交換工事でございますが、これは21年度は工場棟の3階、4階にあります部分を、約270台なのですが、照明器具を交換をしております。

この照明器具の省エネの効果でございますが、実はこれは3年がかりで実施をしております。施設全体で2,000台ほどの照明器具、こういう蛍光灯が設置をしております。そのうち24時間点灯しているのが約1,000台ございます。これを省エネタイプに換えたということで、まず設置台数を削減をいたしました。1,000台が大体850台ぐらいになりましたので、150台ほど台数が減っているということでございます。それから当然省エネはCO₂の削減がございまして、3年間で110トン当たりのCO₂の削減効果があります。これを金額ベースで申し上げますと、3年間で430万円ほどの削減効果が出ているということでございます。工事費については、3年間で約3,000万円ほどかかっていますが、大体7年間ぐらいで償還で

きるであろうというふうに考えているところでございます。

それから、もう一つの雑用空気圧縮装置なのですが、これは 3,500 万円ほどでございますが、蒸気、水、薬品等の流量を調整する、そういった空気圧縮機がございまして、西多摩衛生組合では全部で 7 台ほど設置してあります。これを従来どおり 7 台分をそのまま更新するというのもちょっと経費的に見て無駄であろうということで、省エネ効果を持たせるためにいろいろ工夫をしまして、今回省エネ工事をしました。

その結果として、台数が 7 台から 5 台、2 台減っております。それから電気使用料が年間で約 30%ほど、49 万キロワット / 月ぐらい減少をしております。それからこれを金額ベースにすると年間 680 万円ほどの経費削減になっておるところでございます。

それから、CO₂ の削減については、この圧縮機だけで年間 191 トンの減というふうな効果になったところでございます。

以上でございます。

議長（串田金八） 12 番、堀議員。

12 番（堀 雄一郎） そうしましたら、先ほどの職員数の件につきましては、そうしますと定員を 1 名増にされたということではなく、一時的な現象としての 29 名だということわかりました。目標とされた採用数は一旦これは満たされるということになるかと思えます。

それと、省エネルギー対策工事の方は、内容を伺ってよくわかりました。またその費用についても償還が十分見込めるような工事であったということと、CO₂ の削減には効果が大きいということが確認できました。わかりました。

以上です。

議長（串田金八） ほかにございますか。8 番、西川議員。

8 番（西川美佐保） 決算書の 21 ページの A E D 賃借料について 1 点伺います。12 万 3,480 円というのは、これは何台の賃借料なのか、また購入した場合 A E D がどのくらい費用がかかるのかお伺いいたします。

議長（串田金八） 岩田総務課長。

総務課長（岩田守由） A E D の賃借料でございますが、こちらは 2 台分の賃貸でございます。購入した場合の費用でございますが、一応賃借料ということで考えてございまして、購入費用につきましては設定してございませんでした。以上でございます。

補足で申しわけございません。購入すると 1 台大体 30 万円ぐらいということでございます。よろしくお願いいたします。

議長（串田金八） 8 番、西川議員。

8 番（西川美佐保） そうしますと 1 台 30 万円、あまりレンタル料と変わらないような気がするのですが、ここら辺はどのようなご判断でレンタルをされているのかお伺いいたします。

議長（串田金八） 岩田総務課長。

総務課長（岩田守由） 購入した場合とレンタルの場合の費用の関係でございますが、レンタルの場合の方が、消耗品等のメンテナンス料が入ってございますので、その点でリースの方がメリットがあるということで賃借をさせていただいております。

以上でございます。

議長（串田金八） ほかにご質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（串田金八） ないようでしたら、以上で質疑を終わります。

これより認定第1号、平成21年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定についての件をお諮りいたします。
認定第1号を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(串田金八) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。2時40分まで休憩いたします。

午後2時30分 休憩

午後2時40分 開会

議長(串田金八) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4、議案第7号、西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

管理者(並木 心) 議案第7号、西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして説明いたします。

本案は、大別して法改正等に伴う2点の項目につきまして、関係する条例の一部改正を行おうとするものであります。

まず1点目は、平成20年12月に公布された「改正労働基準法」に伴い、平成21年の東京都人事委員会勧告で示された勤務時間制度等に関する意見を勘案し、長時間労働を抑制するとともに、職員の健康を確保することを目的に、給与及び勤務時間制度の見直しを図るものであります。

改正の主な内容としては、月60時間を超える超過勤務については、その超えた部分に係る超過勤務手当の支給割合を「100分の125」から「100分の150」に引き上げるか、もしくは引き上げた分の支給に代えて代替休を取得する仕組みを導入するものであります。

次に、2点目の改正内容であります。平成21年11月公布の「国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」により「地方公務員の育児休業等に関する法律」が改正され、平成22年6月30日に施行されたことに伴い、関係条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の主な内容ですが、急速な少子化に対応するため、男女がともに家庭生活における責任を担いつつ、仕事と生活の調和を図り得る勤務環境を整備するため配偶者の就業、あるいは育児休業の有無にかかわらず職員の育児休業を可能とするとともに、子の出生から一定期間内に最初の育児休業をした場合の特例を新設するなど育児休業の取得要件を緩和しようとするものであります。

また、3歳未満の子のある職員については、超過勤務の免除の規定を新設するとともに、特別休暇に短期の介護休暇を追加しようとするものであります。

当組合の例規類につきましては、従前より羽村市に準じて定めていることから、当組合といたしましても羽村市に準じた条例改正を行おうとするものであります。

なお、この条例は平成23年1月1日から施行しようとするものであります。

条例の細部につきましては事務局よりご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

以上です。

議長(串田金八) 岩田総務課長。

総務課長(岩田守由) それでは、議案第7号、西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の細部につきましてご説明申し上げます。

初めに、本改正条例の構成につきましてご説明をいたします。本案は、法改正等に伴う給与及び勤務時間制度の見直しと、育児休業及び勤務時間制度の見直しの2点の項目について、関連する三つの条例を4条建ての改正条例により改めております。

第1条は、西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正、第2条は、西多摩衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正、第3条及び第4条は、西多摩衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正をそれぞれ規定をしております。

まず、1点目の給与及び勤務時間に関する制度改正の背景でございますが、長時間労働の抑制と労働者の健康の確保を目的として、時間外労働の法定割増賃金率の引き上げなどを内容とする労働基準法の一部を改正する法律が平成22年4月から施行されました。これに伴いまして国家公務員につきましては平成22年4月1日から、月60時間を超える超過勤務にかかる超過勤務手当の支給割合の引き上げを行うとともに、長時間労働を行う職員に対し休養を与えるため代替休制度を新設しており、東京都におきましても平成22年4月1日付けで同様の改正を行っております。

こうした動向を踏まえ、当組合におきましても「西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例」及び「西多摩衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の一部を改正するものでございます。

それでは、お手元に配付しております議案第7号附属資料新旧対照表1ページ「第1条関係」をご覧ください。「西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正」でございます。

まず、第4条第7項、第5条及び第11条第1項第2号の改正については、法改正とは直接関係のないもので、条文中の文言整理を行っております。

2ページをご覧ください。

第13条は、職員が勤務をしないときの給与の減額についての規定であり、後ほど説明をいたしますが、勤務時間条例の改正において、新たな条項として加える第10条の2第1項の規定により、超勤代休時間を取得した場合、その超勤代休時間については給料の減額対象から除外する旨の規定を追加するとともに、あわせて文言の整理を行うものであります。

次に、第14条は超過勤務手当の支給割合等についての規定で、第4項の次に新たに第5項から第7項までの3項を加えております。

3ページをご覧ください、第5項は、超過勤務が月60時間を超えた場合には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して超過勤務手当の支給割合を割増して支給する旨の規定を、第6項は、超過勤務が月60時間を超えた部分について、勤務時間条例第10条の2第1項の規定による超勤代休時間を取得した場合、当該超勤代休時間については、超過勤務手当の支給割合の割増部分の支給はしない旨の規定を、4ページをご覧ください、第7項は、再任用短時間勤務職員の超過勤務が月60時間を超えた場合でも、1日の勤務時間が7時間45分を超えない部分については、超勤代休時間を取得した場合における超過勤務手当の割増部分の支給を行わない旨の規定をそれぞれ追加するものでございます。

次に、第15条第2項、第16条及び第17条については、法改正とは関係のないもので、条文中の文言整理を行っております。

5ページをご覧ください。付則でございますが、この条例は平成23年1月1日から施行しようとするものであります。

続きまして、10ページをお開きいただき、「第3条関係」をご覧ください。「西多摩衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正」でございます。

まず、第10条の次に第10条の2として超勤代休時間の規定を新たに追加するもので、月60時間を超える超過勤務を行った場合に、その部分の超過勤務手当の割増の支給にかえて正規の勤務時間内に代休を取

得することを可能とする旨の規定を設けるものでございます。

次に、第 13 条は、休日の代休日の指定についての規定で、休日の代休日を指定する際には、第 10 条の 2 の規定による超勤代休時間が承認された日は除くこととする規定を加えております。

11 ページをご覧ください。

付則でございますが、この条例は平成 23 年 1 月 1 日から施行しようとするもので、以上が 1 点目の給与及び勤務時間に関する条例改正につきましての説明となります。

続きまして、2 点目の育児休業及び勤務時間に関する制度改正についてご説明申し上げます。昨年 8 月の人事院勧告の際に、急速な少子化に対応するために男女がともに家庭生活における責任を担いつつ、仕事と生活の調和を図れるような勤務環境を整備するため、育児休業法の改正について意見の申し出がなされました。

これを受けまして、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が行われ、あわせて地方公務員の育児休業等に関する法律も整備され、東京都においても法令改正に準じ、平成 22 年 7 月 1 日付けで育児休業制度の改正を行っております。

こうした動向を踏まえ、当組合におきましても、「西多摩衛生組合職員の育児休業等に関する条例」及び「西多摩衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」の一部改正をするものでございます。

それでは、新旧対照表 6 ページをお開きいただきまして「第 2 条関係」をご覧ください。「西多摩衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正」でございます。

まず、育児休業をすることができない職員を定めている第 2 条では、改正前の第 1 号、第 2 号、第 5 号及び第 6 号をそれぞれ削りまして、改正前の第 3 号を第 1 号に、第 4 号を第 2 号に改めております。

このうち、改正前の第 1 号及び第 2 号については、地方公務員の育児休業等に関する法律の中で、非常勤職員及び臨時的に任用される職員を除くことが直接規定されていることから、条文から削るものでございます。

また、これまでの育児休業制度では、職員の配偶者が既に育児休業をしている場合や、常態として子の養育を行える場合には育児休業をすることができませんでした。今回の法改正では、配偶者の育児休業の取得、あるいは就業等の状況に関係なく育児休業をすることができることとなるため、改正前の第 5 号、第 6 号については条文から削るもので、具体的には妻が育児休業中でも同時に夫が育児休業を取得することができることとなります。

続きまして、第 2 条の次に新たに第 2 条の 2 として 1 条を加えており、これは育児休業法第 2 条第 1 項ただし書きによる人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間については、57 日間と定めようとするものであります。

育児休業法では、これまで既に育児休業した職員は条例に規定する特別な事情がない限り再度の育児休業ができないこととしていましたが、今回の法改正によりまして、子の出生から一定期間内に育児休業した場合でも、条例に定める特別な事情がなくても再度の育児休業ができる規定が新設されております。

人事院規則ではこの期間を 57 日間としていることから、組合の条例においても再度の育児休業ができる期間を 57 日間と設定し、妻の出産後 57 日間までに最初の育児休業を取得した職員については、特別な事情がなくても再度の育児休業を可能とするものでございます。

次に、第 3 条では見出しを「育児休業法第 2 条第 1 項ただし書の条例で定める特別の事情」に改めるとともに、第 1 号では、法改正に基づき引用条文を改めております。

7 ページをご覧ください。第 3 条第 4 号は、これまで育児休業した職員が再度の育児休業ができる特別な事情として、育児休業した職員の配偶者が三月以上の期間その子を育児休業等により養育した場合に、

再度の育児休業をすることができるとされていましたが、今回の法改正により、配偶者の就業の有無、あるいは育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず育児休業ができることとなったため、配偶者の育児休業等の取得に関する要件を削除するものであります。

したがって、改正後は、育児休業等計画書をあらかじめ提出していて、当初の育児休業終了から三月以上の期間を経過していれば、配偶者の育児休業等の取得の有無にかかわらず再度育児休業をすることができることとなります。

続く第5号については、法改正に伴う文言の整理を行っております。

次に、第5条は、育児休業の承認の取消事由についての規定で、これまで述べましたとおり、今回の法改正により、配偶者の状況によることなく育児休業をすることができることになり、改正前の第1号を規定する必要性がなくなったことからこれを削り、第2号の規定を第5条の本文としております。

続きまして、8ページをご覧ください。

第10条は、地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項に基づき、部分休業をすることができない職員について定めておりましたが、法改正により、各号に掲げる要件を規定する必要がなくなったことから、削るものでございます。

次に、改正前の第11条は部分休業の承認に関する規定で、括弧書きを加え、本文中の「部分休業」は、地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項に規定するものであることを明確にしております。

また、改正前の第10条を削ったことに伴い、第11条から第14条をそれぞれ1条ずつ繰り上げております。

9ページをご覧ください。

付則でございますが、第1項は施行期日に関する規定で、この条例は平成23年1月1日から施行しようとするものでございます。

第2項は経過措置に関する規定で、この条例の施行日前に改正前の育児休業等に関する条例第3条第4号の規定により職員が申し出た育児休業等の計画は、施行日以後は改正後の育児休業等に関する条例第3条第4号の規定により職員が申し出た計画とみなすものとしております。

恐れ入ります。新旧対照表12ページをお開きいただき、第4条関係をご覧ください。「西多摩衛生組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正」でございます。

第10条は、育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び超過勤務の制限について規定をしており、第1項は文言の整理を行っております。

次に、改正前の第2項以降を繰り下げ、第1項の次に新たな第2項として、3歳未満の子がある職員がその子を養育するために超過勤務をしないことを届け出た場合には、特別な事情がある場合を除いて超過勤務をさせてはならない旨の規定を追加しております。

続いて、改正前の第2項については、法改正後は、小学校に進学するまでの子のある職員から超過勤務制限の請求があった場合には、著しく困難である場合を除き、一定時間以上の超過勤務をさせてはならないことから、その制限に関する文言を削るため条文中の二つの括弧書きを削り、第3項に繰り下げしております。

13ページをご覧ください。

改正前の第10条第3項については、改正前の第1項及び第2項で定める小学校就学の始期に達するまでの子のある職員の勤務時間及び超過勤務の制限に関する規定を、要介護者を介護する職員についても読み替えて準用するもので、読み替え部分の条文整備とあわせて法改正に関連する文言の整理を行い、第4項に繰り下げしております。

続いて、改正前の第4項は、規則への委任を定めたものでありますが、「前3項」を「前各項」に改めるとともに、前項までと同様に第2項の追加に伴い1項繰り下げ、第5項とするものでございます。

恐れ入ります。14 ページをご覧ください、第17条は特別休暇についての規定で、第1項中「リフレッシュ休暇」の次に「短期の介護休暇」を追加するものでございます。

今回の法改正は、育児及び介護を行う職員の両立支援策の拡充を趣旨としており、要介護者を介護する職員への支援策として、長期にわたる介護休暇とは別に短期の介護休暇を新たな制度として導入するものでございます。

具体的には、既存の介護休暇は特別休暇とは別枠の休暇制度であり、長期間の取得が可能である反面、その取得期間についての給与は無給扱いとなっておりますが、今回新たに導入する短期の介護休暇は、特別休暇の1種であることから有給の休暇となるもので、短期の介護休暇の年間付与日数につきましては、組合規則の中で5日間と規定させていただくこととしております。

次に、介護休暇を規定する第18条では、本文中の介護休暇の次に第18条に規定する従来からの介護休暇は、第17条に追加となる短期の介護休暇とは異なるものであることを明確にするための括弧書きを加えております。

最後に付則であります、第1項は、施行期日に関する規定で、この条例は平成23年1月1日から施行しようとするものであります。

第3項は、改正後の勤務時間条例第10条第2項及び第3項で定める超過勤務の制限に関する請求についての経過措置を規定をしております。

以上で「西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」の詳細についての説明とさせていただきます。

説明は以上でございます。

議長（串田金八） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。2番、谷議員。

2番（谷 四男美） これはちょっと、11条の通勤手当なのだけれども、通勤のための自転車、自動車、自転車になっているのですが、これは文言なのか、それとなくとも実際に自動車がいけなくて自転車のみに通勤手当が適用される、そういう理解でいいのかな。ちょっとわからないので。

議長（串田金八） 岩田総務課長。

総務課長（岩田守由） この通勤手当は、本来自転車だったものをここで改正をしたということでございます。文言を変えたということです。

2番（谷 四男美） 文言を変えた。わかりました。今まで間違えていたのだ。

議長（串田金八） ほかにございますか。7番瀧島議員。

7番（瀧島愛夫） 今西多摩衛生組合のちょっと現状だけ教えてください。今60時間以上超過勤務をされている職員さんはいでになるのですか。おいでになるのであれば、何名で何時間勤務をされているか。その点だけご説明をお願いします。

議長（串田金八） 岩田総務課長。

総務課長（岩田守由） それでは、ご質問の60時間を超える超過勤務実態でございますが、過去5年間の実績では、平成18年度は1件、19年度は3件、20年度は3件、21年度は2件、22年度は10月までの実績でございますが、4件となっております。内容につきましては、いずれも総務会計部門の職員でございまして、超過勤務の主な内容としましては、年度切り替えの3月、4月、こちらに集中しております。

それから、時間数でございますけれども、22年度の4件でございますが、84時間、73時間、74時間、

64 時間、それから 21 年度の 2 件でございますが、79 時間、74 時間、それから 20 年度の 3 件でございますが、74 時間、62 時間、62 時間。

以上でございます。

議 長（串田金八） 7 番、瀧島議員。

7 番（瀧島愛夫） 総務関係ということで、代替休を取れば仕事ができなくなるということなのですけれども、この改正の趣旨は、職員の健康を気遣ってということだと思ふのですけれども、総務関係で一定の時間が足りないで超過勤務、仕事をすべて終わらせなければいけないということなのですけれども、その辺の法律との整合はとれるのですか。60 時間以上で代休としてできるのですか。

議 長（串田金八） 並木事務局長。

事務局長（並木 勲） 今回の改正によりまして労働時間の短縮、それから超過勤務の抑制というような 2 点がございまして、まず労働時間の短縮というのは職員の健康管理というようなことで、今まで 60 時間以上超えた者については超過勤務で支給しておりましたが、60 時間を超えた者については代替休というふうなことで、健康管理の面からもそういったものが今までとは違って、そういった者に対してはなるべく代替休を取得していただくというような形のもので進めたいというようなことで思っております。

そういった超過勤務がふえる場合については、事業の見直し、改善、そういったものも今後ともしていくというようなことで全体的な勤務時間を抑制し、それで事務改善をしていくというような観点で進めていきたいと考えております。

議 長（串田金八） 7 番、瀧島議員。

7 番（瀧島愛夫） 現場だとかというのならわかるのですけれども、総務関係の仕事で一時期に集中して、要するにそこでまとめなければならぬ仕事があつて、一時期に集中して取っていますよということでしょう。ということは、代休を取ったら仕事は進まないでしょう。暇なときに休んでということなのか。それだったら超過勤務が長く続いて健康のためにはよくないですよ。

あとは、ようは人的配置だとか何とかで、要するに超過勤務はいけないのだ、健康のために超過勤務を取ってはいけないというのだったら、やはり人的措置等をとって、超過勤務をしなくても仕事がすべてできるような方法をやはり組合としたりとっていくべきではないでしょうか。

議 長（串田金八） 並木心管理者。

管理者（並木 心） 瀧島議員ご指摘のとおりでございます。羽村市に準じてということで、23 年 1 月 1 日から執行でございますので、今局長からあつた方針を徹底させていただきまして、総務の仕事についてもう一度点検をしまして、その中でバランスよく、超過勤務がならないような部門、あるいは仕方なくなつたときには代替休を取らせるような方法を具体的にきちんと検討して、この趣旨にあうように努力をしていきたいと思っております。

議 長（串田金八） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（串田金八） ないようでしたら、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第 7 号、西多摩衛生組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の件は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（串田金八） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。

日程第5、議案第8号及び日程第6、議案第9号の2件につきましては関連がございますので、一括して議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(串田金八) ご異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第8号、平成22年度西多摩衛生組合補正予算(第1号)及び日程第6、議案第9号、平成22年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての2件を一括して議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

管理者(並木 心) ただいま一括議題となりました議案第8号、平成22年度西多摩衛生組合補正予算(第1号)及び議案第9号、平成22年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての件につきましてご説明申し上げます。

まず、議案第8号、補正予算(第1号)について説明を申し上げます。

補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出それぞれ5,200万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を33億9,200万円に変更しようとするものであります。

補正予算の主な内容につきましては、歳入では、前年度決算に基づきます繰越金の確定額を計上するとともに、諸収入におきましては、広域支援による多摩川衛生組合からの可燃ごみ受け入れに係る可燃ごみ処理委託受託金を計上いたしております。

歳出につきましては、需用費において薬品の単価やその使用量並びに電気料金の見直しを図ったほか、委託料、工事請負費等で実績に基づきます経費の減額を行っております。

次に、議案第9号、平成22年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についてご説明申し上げます。

本案につきましては、ただいまご説明申し上げました補正予算(第1号)に基づき、分賦金の総額を2億6,253万2,000円減額いたしまして、31億1,192万5,000円に変更しようとするものであります。

なお、議案第8号及び第9号の詳細につきましては、事務局より説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

以上です。

議長(串田金八) 岩田総務課長。

総務課長(岩田守由) それでは、議案第8号、平成22年度西多摩衛生組合補正予算(第1号)及び議案第9号、平成22年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての詳細につきましてご説明申し上げます。

初めに、議案第8号、平成22年度西多摩衛生組合補正予算(第1号)につきましてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算書の1ページをお開き願います。

まず、総則でございますが、第1条第1項は、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ5,200万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を33億9,200万円と定めようとするものでございます。

第2項は、補正後の歳入歳出予算の総額は「第1表 歳入歳出予算補正」によると定めようとするものでございます。

第2条債務負担行為の設定は、「第2表 債務負担行為」によると定めようとするものでございます。

恐れ入ります。2ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正でございます。歳入でございますが、第1款分賦金は、2億6,253万2,000円減額いたしまして31億1,192万5,000円と定めようとするものでございます。

第3款繰越金は、1億268万1,000円増額いたしまして1億1,268万1,000円と定めようとするものでございます。

第4款諸収入は、1億785万1,000円増額いたしまして1億1,289万3,000円と定めようとするものでございます。

以上、歳入合計は5,200万円減額いたしまして、33億9,200万円と定めようとするものでございます。

次に、歳出でございますが、第2款事務所費は、185万円増額いたしまして2億263万5,000円と定めようとするものでございます。

第3款じん芥処理費は、5,194万1,000円減額いたしまして9億9,281万9,000円と定めようとするものでございます。

第4款余熱利用施設事業費は、121万3,000円減額いたしまして1億4,606万円と定めようとするものでございます。

第6款予備費は、69万6,000円減額いたしまして83万5,000円と定めようとするものでございます。

以上、歳出合計は、5,200万円減額いたしまして33億9,200万円と定めようとするものでございます。

次に、3ページをご覧いただき、第2表債務負担行為でございます。債務負担行為をいたそうとする案件につきましては、フレッシュランド西多摩にございますサウナ室の改修工事で、実施時期を来年4月の臨時休館にあわせ実施することから、年度当初に契約するいとまがないため、平成22年度中に業者を決定し、契約締結いたそうとするものでございます。

なお、債務負担行為の限度額については400万円と定めております。

恐れ入ります。6ページ、7ページをお開き願います。

歳入歳出補正予算事項明細書でございます。

7ページをご覧いただき、歳入でございます。第1款分賦金は、2億6,253万2,000円減額いたしまして31億1,192万5,000円でございますが、詳細につきましては後ほどご説明いたしますので、ここでは省略させていただきます。

第3款繰越金は、1億268万1,000円増額いたしまして1億1,268万1,000円でございます。これは平成21年度からの繰越金でございます。

第4款1項預金利子は、50万2,000円増額いたしまして55万2,000円でございます。これは歳計現金の運用による預金利子収入によるものでございます。

8ページをお開き願います。

第4款2項雑入は、1億734万9,000円増額いたしまして1億1,234万円でございます。これは多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づき、本年7月に受け入れました多摩川衛生組合のごみ焼却処理委託に伴う受託金で、実績に基づき計上したものでございます。

以上、補正額合計5,200万円を減額いたしまして、歳入の合計額は33億9,200万円でございます。

次に、9ページをご覧いただき、歳出でございます。第2款事務所費は、1目一般管理費で185万円増額いたしまして1億9,049万6,000円でございます。

内容といたしましては、第2節給料と第3節職員手当等におきまして、配置職員の昇任に伴う増額と、これまでの児童手当に代わり本年4月より創設されました子ども手当を支給する必要があるため、増額補正をしております。

第4節共済費におきましては、共済組合負担金料率の上昇に伴い増額となっております。

第13節委託料では、68万7,000円の増額でございますが、内容といたしましては、1点目は、業者登録の格付に伴う帳票の修正を実施する契約管理システムの修正委託料で、2点目は、広報用資料配付委託

料で、これは広域支援による多摩川衛生組合の可燃ごみ受け入れに伴いまして、地元協議会地区住民へ周知するため広報紙の臨時号を配付したことによるものでございます。

恐れ入ります。10、11ページをお開き願います。

第3款じん芥処理費は、5,194万1,000円減額いたしまして9億9,281万9,000円でございます。

主な内容といたしましては、第1節報酬で17万4,000円の減額、これは嘱託員報酬の減額に伴う不用額を精査したことによるものでございます。

第3節職員手当等におきましては31万7,000円の減額で、これは時間外手当の上半期分の不用額を精査した減額分と、子ども手当の支給に伴う増額分を相殺したものでございます。

第4節共済費では49万5,000円の増額、これは事務所費と同様で、共済組合負担金料率の上昇による増額分と、嘱託員の社会保険料の減額分を相殺したものでございます。

第11節需用費で1,916万6,000円の減額、これは主に光熱水費であります電気料で、原油価格の変動により燃料調整費が減額された分と、省エネルギー対策工事の効果による上半期の実績を精査したことによる減額でございます。

第13節委託料772万6,000円の減額は、契約差金によるものでございます。

第15節工事請負費2,505万3,000円の減額についても、契約差金によるものでございます。

恐れ入ります。12ページ、13ページをお開き願います。

第4款余熱利用施設事業費は、121万3,000円減額いたしまして1億4,606万円でございます。

内容といたしましては、第3節職員手当等と第4節共済費におきましては、事務所費と同様に子ども手当及び共済組合負担金の増額によるものでございます。

第11節需用費で39万9,000円の減額でございます。これはごみ処理施設が停止した際に緊急用として使用するボイラーの燃料費で、灯油使用量の上半期分の精査によるものでございます。

第13節委託料では34万円の減額でございますが、内容といたしましては、ピラティス教室を中止したことによる各種イベント開催委託料の減額分と、建築設備定期検査委託料を新規計上させていただいた増額分を相殺したものでございます。

第18節備品購入費で58万3,000円の減額は、契約差金によるものでございます。

次に、13ページをご覧ください。

第6款予備費でございます。予備費は69万6,000円減額いたしまして83万5,000円でございます。

以上、補正額合計5,200万円を減額いたしまして、歳出の合計額は33億9,200万円でございます。

関係資料といたしまして、14ページから16ページまでは給与費明細書でございます。

次に、17ページをご覧ください。

17ページは債務負担行為に関する調書で、先ほどご説明しました内容につきまして記載してございます。

以上で平成22年度西多摩衛生組合補正予算(第1号)の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第9号、平成22年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案第9号附属資料をご覧ください。

平成22年度補正予算の分賦金算出根拠となります組合市町の人口とごみ搬入量につきまして、ご説明申し上げます。基礎数値といたしまして、表2人口割合比較で、組合市町の人口は平成22年10月1日現在の人口を採用して、全体で175人減少し、29万2,104人で確定させていただきました。

組合市町別では、青梅市は188人の増加で13万9,932人、負担割合は47.91%。福生市は547人の減少で6万149人、20.59%。羽村市は255人の増加で5万7,746人、19.77%。瑞穂町は71人の減少で3

万 4,277 人、11.73%となっております。

次に、表 3 ごみ搬入割合比較でございますが、組合市町別では、青梅市は 300 トン減の 3 万 1,400 トンで、負担割合は 49%。福生市は 400 トン減の 1 万 2,600 トンで 20%。羽村市は 300 トン減の 1 万 1,800 トンで 18%。瑞穂町は 500 トン減の 8,100 トンで 13%。合計で 1,500 トン減の 6 万 3,900 トンを見込んでおります。

このような状況を踏まえまして、表 1 分賦金比較につきましてご説明申し上げます。組合市町の分賦金につきましては、人口割合、ごみ搬入割合の基礎数値の変化と各予算項目の補正に基づき積算いたしております。

この積算結果から、平成 21 年度繰越金を差し引いたものが 22 年度補正後の分賦金でございます。組合市町別では、青梅市は 1 億 2,108 万 1,000 円減額となりまして 14 億 8,001 万 6,000 円、福生市は 5,553 万 9,000 円減額となりまして 6 億 4,316 万 8,000 円、羽村市は 5,086 万 3,000 円減額となりまして 6 億 428 万 6,000 円、瑞穂町は 3,504 万 9,000 円減額となりまして 3 億 8,445 万 5,000 円となります。

分賦金の補正額合計 2 億 6,253 万 2,000 円を減額いたしまして、分賦金は 31 億 1,192 万 5,000 円でございます。

以上で、平成 22 年度西多摩衛生組合補正予算（第 1 号）と、平成 22 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての細部の説明とさせていただきます。

説明は以上でございます。

議 長（串田金八） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。何か質問ございますか。9 番、鈴木議員。

9 番（鈴木拓也） 全体として大きく言いますと、多摩川衛生組合の 1 億円の広域支援のお金が入っていると、それが分賦金の減につながっているというふうになっていると思うのですけれども、私のやはり考え方としましては、そういう広域支援の協定は大事だと思います。お互いの、自分のところが何か突発的な事故ですとか、それからあらかじめ計画していた更新の工事などでほかにもお願いすることがあると、同時にほかのところも受け入れる可能性があるということで非常に大事だと思うのですけれども、このお金を受け取って、その結果分賦金が減という話になりますと、そこの広域支援の考え方の中に経済のメカニズムというか、考え方というか、つまりどんどん広域支援は受けた方が経済的にはメリットがあるのだということが生じるのではないかという不安を覚えるのですね。

ですので、やはり広域支援というような場合のお金は、例えば環境対策のレベルアップに使うように限定をしていくなどそういった考え方もしっかり西多摩衛生組合として持つ必要があるのではないかというふうに考えているのですけれども、その私の意見に関してのご意見と、そういったメカニズムが働いてしまう余地があるということに関してどうのご見解をお持ちなのかということをお願いします。

議 長（串田金八） 島田参事。

参 事（島田善道） まず広域支援については、当然ご指摘のとおり広域支援をすれば必要経費が発生いたします。これは広域支援の協定書の中でも当然、支援をするたびに我々はそれはごみ量になるので維持管理経費がそれは増加すると、これについてはご負担を願うということは共通認識でいきます。したがって、それについては当然のことだと思います。

ただ、ご指摘のとおり広域支援をどんどんどんどんやればお金は確かに現実的には入ってきますけれども、広域支援の前提をするときには、決して西多摩衛生組合としては、表現は悪いですが、お金をもうけるためにやるとか、そういうことではございませんで、きちんとした相互支援の趣旨にのっとりやるといことでいますから、そういう考えでいます。

それから、メカニズムの関係なのですが、当然西多摩衛生組合、先ほどの総務課長の説明の中にもありました組合の予算のほとんどを構成市町の分賦金でまかなっている実態がございます。そういう側面からいうと、広域支援等のいわゆる特定財源が入ったときには、これは事務方の方の細かい計算式になってしまうのですが、全体の経費から分賦金を計算するときにはまず特定財源を引きます。引いて残った分について構成市町からご負担を願うと、これはどこの一部事務組合でも、あるいは自治法に沿った予算のやり方でございます。

一応結果としてそういうふうになってしまうということで、やむを得ないというふう考えているところでございます。

以上です。

議長（串田金八） 9番、鈴木議員。

9番（鈴木拓也） ご説明もわかりますが、私の提案としては、やはり広域支援でお金を受けた場合というのは、そのお金というのは環境対策のレベルアップなどにやはりしっかり、皆さんがお金がほしいから広域支援をやったなんて言っていませんよ、今回に関してはね。ただ、やはりそういうメカニズムが入り込んでしまう点が全くないと私は言い切れないと思うのですね。それを排除するという意味からも、そういった考え方をしっかりとっていくことが必要ではないかという提案をしているので、それに関してもう一度。

議長（串田金八） 並木心管理者。

管理者（並木 心） そういうつもりでおりませんので、御心配は無用でございます。入り込むようなことは絶対ない形で、運用は厳格にやっておりますし、例えばこの前の小金井市のごみの処理のときにはきちんとこの広域支援、またそれから新しい支援体制をつくってやっております。あのときはもう本当のこういう広域支援の協定がないときにぎりぎりのところで援助しましたね。それについてはきちんと、小金井市のごみを受けるためには施設の整備もしましたし、そういう形でおっしゃるような環境整備もしましたし、受け入れのための努力もしましたけれども、今回の場合にはそれらを含めまして緊急的なものでございますし、それにつきましては今の設備で十分まかなえるという形でできるだけ、自分たちの任意で受け入れる量を決めて、それを受け入れますよという形の協定どおりにやっておりますので、その分はきちんと皆さま方の分賦金のところに、財政状況は各構成市町は厳しゅうございますから、そちらにきちんと使ってくださいという形で、この施設がお金が入ったことを、お金を入れてそれに回すとかという手段とか、今言ったような、そういうメカニズムが恐れがあるとか、そういう意味で今回の措置をしておりませんので、ご安心願います。

議長（串田金八） 9番、鈴木議員。

9番（鈴木拓也） 例えば具体的には基金を設けて、その基金に広域支援で受けたお金は置いておいて、今のレベルで十分に環境対策ができるというのはわかります。そういうあれもありますから。ただ今後いろいろなことがふえてきますから、そっちのためにお金を置いておくというようなことも検討されたらどうかという提案です。答弁はいりません。

議長（串田金八） ほかに質問ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（串田金八） ないようでしたら、以上で質疑は終わります。

ただいま一括審議といたしました議案のうち議案第8号、平成22年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）の件についてお諮りいたします。

本件について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(串田金八) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第9号、平成22年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての件をお諮りいたします。

本件については原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(串田金八) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして平成22年第2回西多摩衛生組合議会定例会を閉会いたします。

午後3時30分 閉会